

資料4-2	H21.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成21年3月31日までとしている障害福祉 サービス等の軽減措置等の延長に係る対応 について

平成21年3月27日
千葉県障害者自立支援課

1 趣 旨

国の制度における負担軽減措置で平成21年3月31日で終了するとされている軽減措置は以下のとおりです。

- 個別減免 ○通所・在宅サービス等軽減
- 食事提供体制加算

これらの措置について、厚生労働省は平成21年4月以降も当面の間継続するとの方針を示したところです。

平成21年3月31日までに支給決定を更新する方につきましては、手続きの際に併せてご案内しているところですが、同日までに支給決定の更新がない方につきましては、本市の対応についてご案内します。

2 延長に係る取扱いについて

- (1) 1で掲げた措置の延長については、申請を必要とせず、職権で終期を延長します。
- (2) 延長する終期は、当該措置を平成21年3月31日で切っていなかった場合の本来の終期までとします。
具体的には、

ア 支給決定期間が原則として1年間のサービス※を決定している方

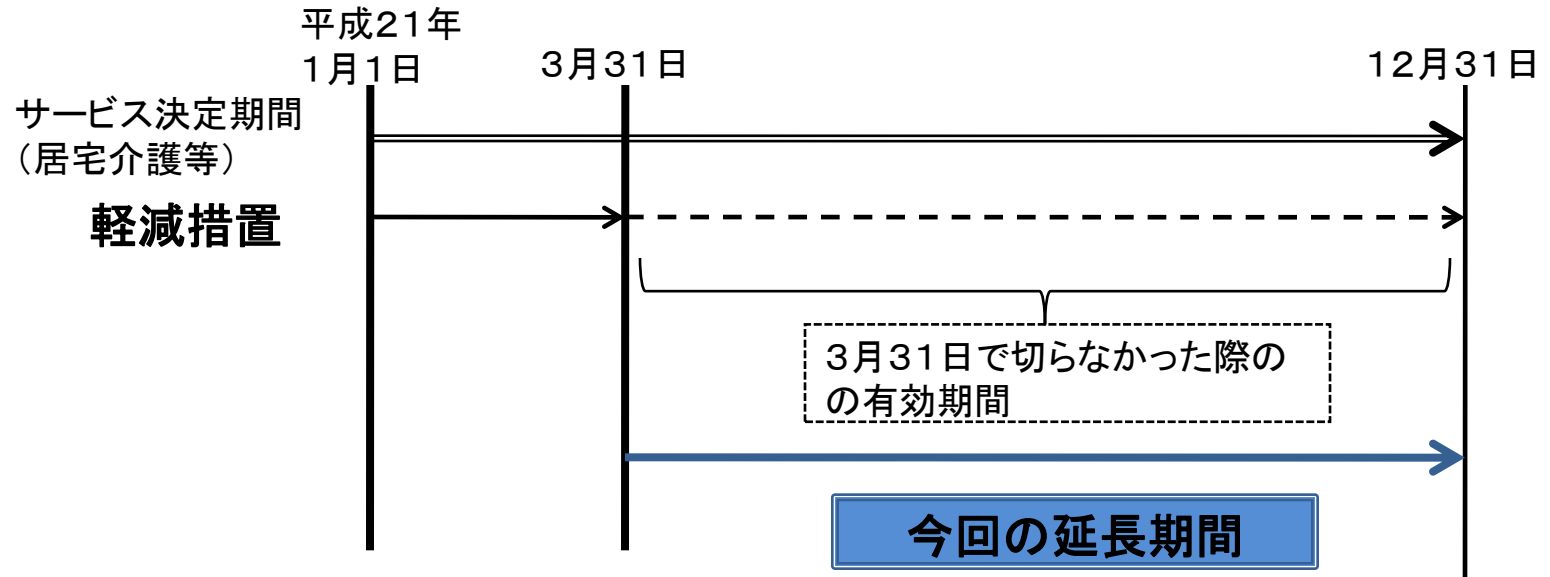
→ 当該サービスの終期のうち最も早く到来する終期の日まで

※ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練、就労移行支援

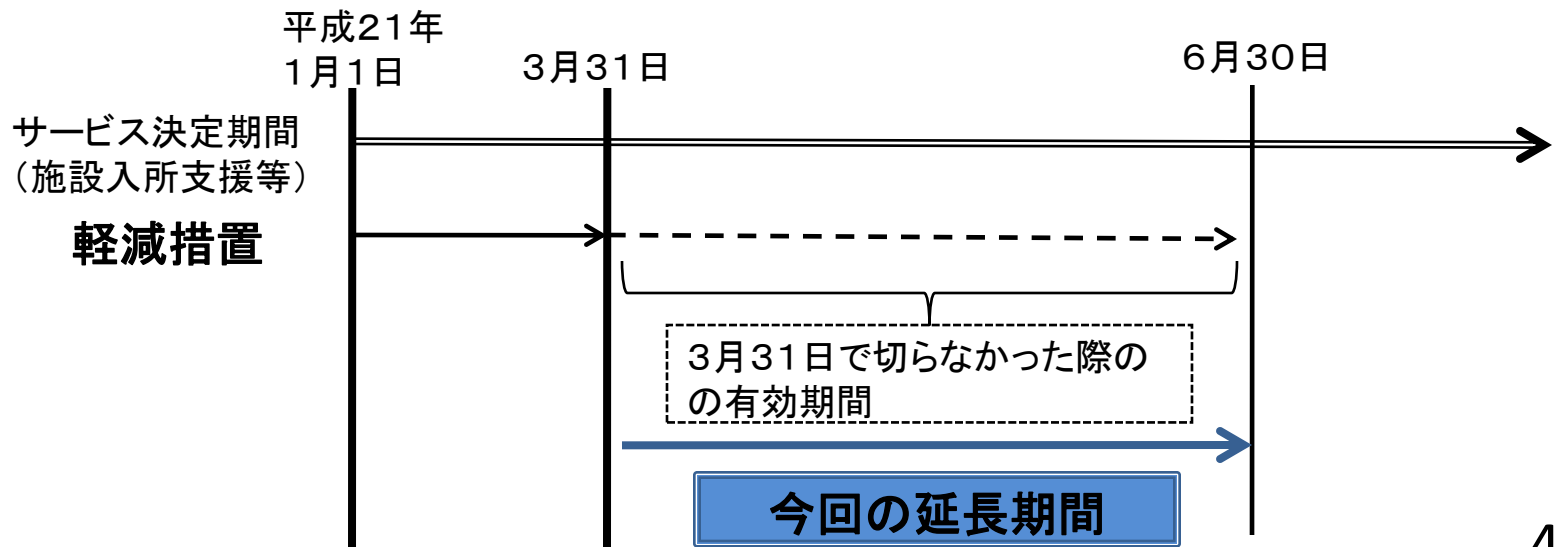
イ 上記以外の方

→ いずれかのサービスの終期又は平成21年6月30日の早い方の日まで

○ 支給決定が1年間のサービス



○ 上記以外のサービス



3 手続きの詳細について

(水色の「障害福祉サービス受給者証」について)

(1) 在宅の方

3月下旬までに決定通知書をご自宅に送付し、各区の窓口で受給者証を更新いたします。

(2) 施設に入所されている方、ケアホーム又はグループホームに入居されている方

原則として、施設等に決定通知書及びカットシールを送付しますので、施設等の職員の方からシールを該当欄に貼付していただき、受給者証を更新していただきたくお願いいたします。

今回、一度に大量の決定内容の更新があることから、利用者の方の円滑なサービス利用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

4 千葉市地域生活支援給付の取扱いについて

(1) 軽減措置の延長について

地域生活支援給付においては、障害福祉サービスと同様の軽減措置をとっていることから、今回の軽減措置の延長及びその期間等につきましては、障害福祉サービスの取扱いと同様とします。

(2) 受給者証の取扱いについて

(ピンク色の「千葉市地域生活支援給付受給者証」

地域生活支援給付受給者証については、障害福祉サービスと違い更新の都度受給者証を発行いたしますので、決定通知書及び新たな受給者証を利用者の皆様に送付いたします。

5 千葉市激変緩和措置の取扱いについて

当軽減措置につきましても、平成21年度も継続する予定ですので、対象者の方々には、国の軽減措置と同様の考え方による終期まで期間を延長いたします。詳細の手続きにつきましても国のものと同様となります。

6 その他

今回の延長の事務につきましても、3月中に受給者証の更新が完了するよう鋭意努力しておりますが、3月31日にサービスの支給決定の終期が到来する方も含めると、相当に多数の方について更新事務を行うこととなりますので、全ての方について受給者証の更新が行われない恐れがございます。

つきましては、利用者の方々の円滑なサービス利用を図る観点から、事業者の皆様におかれましては、決定通知書等の内容をご参照いただき、カットシールの更新

が行われていない等軽減措置等の更新が受給者証の上で完了していない方々につきましても、軽減措置が延長された後の内容でサービスを提供いただきたく存じます。

年度末年度始のご多忙中まことに申し訳ありませんが、事業者の皆様のご理解、ご協力を賜りたく存じます。